

京都市告示第 365 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 24 年 12 月 18 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人財団康生会柳馬場武田クリニック	中京区柳馬場通六角下る井筒屋町 407 番地 シティーハウス 407 1 階	平成 24 年 11 月 1 日
医療法人かきみ歯科医院	山科区竹鼻竹ノ街道町 10 番地 京都山科セントラルビル 202 号室	平成 24 年 10 月 1 日
調剤薬局ウイズ	上京区浄福寺通今出川下る堅亀屋町 257 番 2	平成 24 年 11 月 1 日
よもぎ調剤薬局	下京区七条御所ノ内中町 57-1	平成 24 年 11 月 1 日
みのり薬局岩倉	左京区岩倉上蔵町 140 番地 2	平成 24 年 10 月 1 日
すこやか薬局東山店	東山区今熊野宝蔵町 54 番 9	平成 24 年 11 月 1 日
訪問看護ステーションとわ	中京区西ノ京北小路町 17 番地 2	平成 24 年 11 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)